適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)			※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(　　局　　署) 電話(　　)　－		部門	
				決算期	
	(フリガナ) 代表者氏名			業種番号	
	代表者住所	〒		整理簿	
	事業種目	業		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等					
	納税地					
	代表者氏名					
適格分割等の日	年　月　日					
分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・
	引き継ぐ繰延消費税額等	円	円	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

(規格A4)

04.03 改正

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 139 条の４第 13 項の規定により届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。

(3)　「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第 139 条の４第 12 項第２号ロに規定する繰延消費税額等（適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第３項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第３項、第４項及び第７項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。

(4)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。